

軽自動車の変更と廃車などは 3月29日までに

下記①～④の軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税します。次の場合などは、3月29日（金）までに変更または廃車などの手続きをしてください。

- 3月中に市外へ転出する。
- 譲ったまたは譲り受けた。
- 盗まれたまたは紛失中（警察届出済）。
- 処分車両のナンバープレートが残っている。
- 所有者が亡くなった。



- 申請場所 ①原動機付自転車（125cc以下）、小型特殊自動車＝市役所2階市民税課②二輪の軽自動車（126～250cc）＝軽自動車協会相模支所（愛甲郡愛川町中津字桜台4071-33）☎050(5540)2037③二輪の小型自動車（251cc以上）＝神奈川運輸支局相模自動車検査登録事務所（愛甲郡愛川町中津字桜台7181）☎050(5540)2037④三・四輪の軽自動車（660cc以下の貨物・乗用車）＝軽自動車検査協会神奈川事務所相模支所（愛甲郡愛川町中津字桜台4071-5）☎050(3816)3120
- 持ち物 ①▽廃車＝ナンバープレート、標識交付証明書、印▽譲渡（市内在住者同士の名義変更）＝標識交付証明書、新所有者の印、旧所有者からの譲渡証明書②～④申請場所へ確認

担当 市民税課 ☎046(252)8004 ☎046(255)3550

座間市民活動 サポートセンターへの登録

座間市民活動サポートセンターでは、非営利で市民活動を行う団体などを支援しています。

5月17日（金）午後3時まで同センターへ登録すると、平成31年度のサークル・団体情報誌「ざまっとガイド」に情報掲載ができます。

なお、現在登録中の団体も更新が必要です。

- 登録方法 ざまコミュニティプラザ1階 座間市民活動サポートセンターなどで配布する登録申請書に必要事項を明記し、直接問い合わせ先へ
- 更新方法 郵送などでお渡しした更新申請書に必要事項を明記し、直接問い合わせ先へ
- 問い合わせ先 座間市民活動サポートセンター ☎046(255)0201☎046(255)3243

担当 市民協働課 ☎046(252)7966 ☎046(255)3550

公共施設使用料などの改定

市では、4月1日（月）から次の施設の使用料などの一部を改定します。

変更点は各施設により異なります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

改定後の使用料の例（一部）

施設名	単位	使用料	担当
市公民館	1時間	180～760円	市公民館☎046(255)3131
北地区文化センター		70～470円	北地区文化センター☎042(747)3361
東地区文化センター		200～470円	東地区文化センター☎046(253)0781
ハーモニーホール座間	全日	4,770～172,270円	生涯学習課☎046(252)8476
栗原中学校夜間照明	1時間 (A/B照明)	1,450円/1,250円	スポーツ課☎046(252)8162
東中学校夜間照明		1,600円/1,400円	
相模中学校夜間照明		1,600円/1,300円	
市民球場	1回	2,800円	
新田宿グラウンド		1,400円	
ひまわり公園テニスコート	2時間	700円	
スカイアリーナ座間	1時間	200～3,000円	

担当 企画政策課 ☎046(252)8044 ☎046(255)3550

所得税などの 申告・納税期限

平成30年分の所得税、復興特別所得税、贈与税の申告・納税期限は3月15日（金）、個人事業者の消費税および地方消費税は4月1日（月）です。

なお、振替納税の納付日は、所得税などが4月22日（月）、個人事業者の消費税などが4月24日（水）です。振替納税を希望する方は、納税期限までに、大和税務署（大和市中心5-14-22）へ「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を提出してください。詳しくは、問い合わせ先または担当へお問い合わせください。

○問い合わせ先 大和税務署☎046(262)9411

◆申告書の郵送提出

確定申告書などを郵送する方は、封筒に差出人（申告者）の住所と氏名を明記し、郵便または信書便で〒242-8567大和市中心5-14-22大和税務署宛てに郵送してください。

税務署の受付印が必要な場合は、ボールペンなどで記入した申告書の控えと所要額の切手を貼った返信用封筒を同封してください。

※3月15日（金）まで、市役所5階5-1会議室で所得税などの確定申告書の提出を受け付けています（相談不可）。

担当 市民税課 ☎046(252)8833 ☎046(255)3550

サニープレイス座間の 利用方法

サニープレイス座間では、会議室などの貸し出しを行っています（事前申込制）。

○利用方法 サニープレイス座間2階市社会福祉協議会で配布する利用申込書（市ホームページからダウンロード可）に必要事項を明記し、使用料を添えて直接同協議会へ（3カ月前から申込可）

○使用料 1時間当たり210～1,260円（前納された使用料は原則還付不可）

◆登録団体の使用料免除

平成31年度に、主に社会福祉活動を行う登録団体は、利用内容により使用料が免除となる場合があります（会議などでの利用は免除不可）。団体登録の有効期間は、4月1日～翌年3月31日となり、毎年度登録が必要です。利用申請を行う14日前をめぐりに登録してください。

○登録方法 サニープレイス座間2階市社会福祉協議会で配布する申請書（市ホームページからダウンロード可）に必要事項を明記し、団体会則、構成員名簿、活動報告書、収支報告書を添えて直接同協議会へ

○問い合わせ先 市社会福祉協議会 ☎046(266)1294☎046(266)2009（平日午前9時～午後5時受け付け）

担当 福祉長寿課 ☎046(252)8247 ☎046(255)3550

座間演劇祭

市民が所属し、市内で演劇の活動をしている団体が演劇の発表を行う座間演劇祭を開催します。

○とき 3月17日（日）午前11時～午後4時35分（予定）

○ところ ハーモニーホール 座間小ホール

○出演団体 相模中学校演劇部、座間総合高校他

○対象 どなたでも

○定員 300人

○参加費 無料

○入場 自由（途中入退出可）

担当 生涯学習課
☎046(252)8476
☎046(252)4311